



平成24年3月26日

各 位

会 社 名 石井食品株式会社

代表者名 代表取締役社長執行役員

長島 雅

(コード番号 : 2894 東証第二部)

問合せ先 執行役員管理本部総括マネージャー  
石井 隆

(TEL. 047-459-7543)

### 内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況に関するお知らせ

当社は、平成24年3月26日開催の取締役会において、平成23年11月25日に一部改定した内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり実効性確保を目的とした運用状況のモニタリングを行い下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1.取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 「石井食品グループ行動規範」を定め、行動の基本ルールとし、取締役、執行役員および従業員は法令および定款を遵守し、高い倫理観をもって事業活動に取り組みます。

「石井食品グループ行動規範」は、毎年、年度初めに発行する「経営方針書」とともに全従業員に配布し、企業行動規範に対する誓約書による確認を行っております。

(2) 倫理委員会を設置し、「内部通報規程」に基づき、公益通報者保護の見地から、社員からの情報収集や通報、相談ができる仕組の維持・向上を推進します。

社内で発生した重大不適合や「声の箱」に投書された事項の対応や是正内容を確認しております。

(3) 倫理委員会は、社員の法令および定款違反行為につき、賞罰委員会に処分を求めるものとします。

(4) 内部統制チームは内部統制システムが有効に機能しているか監査します。

(5) コンプライアンス規程に基づいて事務局機能を有する内部統制委員会を設けて全社的な管理を行い、取締役、執行役員および従業員のコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。

内部統制委員会は定期的に会議を行い、社内における内部統制の運用状況を確認しております。

##### 2.取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 株主総会、取締役会、経営会議の議事録を法令および定款、並びに規程に従い作成し、保管場所を定め、適切に保管・管理します。

(2) 経営および業務執行に関する重要な情報・決定事項、社内通達などは、所管部署にて作成し適切に保管・管理します。

- (3) 内部統制チームは内部統制の監査の状況を取締役会に報告します。
- (4) 機密情報管理規程に基づき文書および情報の管理を徹底し、必要に応じ取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態で管理します。

### 3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「危機管理活動基本方針」、「経営危機管理規程」および「天災地変・火災に関する緊急事態対策規則」に基づき、リスクを管理しております。
- (2) リスクについては、経営会議に報告をし、重大なものについては取締役会に報告します。
- (3) 管理本部において、法務およびITサービスシステムの責任者を設置することでコンプライアンスと情報セキュリティに関する体制を強化しております。
- (4) 食品に関する品質・衛生・表示の管理、情報保全、環境、防災、犯罪、風評などに関するリスクへの対応については、それぞれの主管部門においてルールや対応マニュアルの制定、教育・啓蒙の実施をするとともに、必要に応じてモニタリングを実施します。  
食品安全につきましてはISO22000を認証取得し、食品安全チーム会議においてリスク分析を行い運用管理を行うとともに、定期的な検証を実施しております。環境につきましてはISO14001を認証取得しており、環境委員会において管理しております。
- (5) 危機管理活動は、それぞれの主管部門で実施しているリスク分析に基づく管理の結果より、当社グループで起こり得る経営上の損害・損失・重大な事態に備えます。また、想定される重大危機に対する模擬訓練を定期的に実施し、危機管理態勢の見直し・改善を行っております。

### 4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役員制度を執ることにより、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にし、ロス・ムダをなくし事業構造改革を迅速に進めます。  
執行役員・取締役が出席する経営会議の他に、週次執行役員会を開催し、ロスや基本ルール逸脱に対する是正の確認などを行っております。
- (2) 経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経ることでリスクの棚卸、アセスメントおよび対策を行い、重要な判断材料の提供を行うことで、質の高い議論による取締役会での経営の意思決定を行なっております。

### 5.企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「石井食品グループ行動規範」により、共通の行動理念を持ちます。
- (2) 内部統制チームは、監査法人、監査役と連携をとり、内部監査を計画的に実施し、会計の状況等の業務を適正に監査します。  
監査法人、監査役、代表取締役社長・内部統制チームが参加する定期ミーティングを実施することにより連携を図っております。

## 6.監査役に対する報告体制の整備、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、補助者として監査業務の補助を行うものを要請することができ、要請を受けた場合は速やかに監査役と協議の上、監査役勤務者を決めることとします。また、その補助者的人事異動・人事評価・賞罰は監査役会の承認を得ることとします。

(2) 監査役会に報告すべき事項を監査役会と協議しております。

監査役会の求めに従い代表取締役は監査役会に業務の執行状況を報告しております。

(3) 代表取締役社長が、監査役会、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催しております。

## 7.財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、内部統制システムを構築し、その整備・運用状況の有効性を定期的・継続的に評価し、必要な是正を行います。

内部統制チームは、金融商品取引法に則り、財務報告に係る各プロセスについて内部監査および整備の状況テストを実施し、その結果について、取締役会へ報告しております。

## 8.反社会的勢力排除に向けた体制

(1) 暴力団排除条例に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な発展を阻害する反社会勢力に対しては、断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶します。

(2) 「石井食品グループ行動規範」の反社会的勢力排除条項に基づき、社内への周知徹底と実行力のある体制整備の維持・向上に取り組みます。

以上